

令和 5 年第 2 回議会定例会提案理由

本定例会に提案いたします案件は、補正予算案 3 件、条例の一部改正案 4 件、人事案 15 件、繰越明許費の繰越報告 2 件の計 24 件であります。

議案第 1 号の令和 5 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、2 億 9 千 826 万 2 千円を追加し、予算の総額を 45 億 9 千 584 万 4 千円とするものであります。

主なるものは、

総務費では、庁舎高圧受電盤変圧器等更新工事費、公式ライン導入業務委託料、コミュニティ助成事業費補助金、高校生通学定期券購入費補助金、生活維持路線バス運行費補助金、辺地共聴施設整備事業費補助金、プレミアム商品券発行事業費補助金等であります。

民生費では、住民税非課税世帯に対する重点支援給付金、敬老会等実施事業費補助金、認定こども園完全無償化に伴います保育料等補助金の減額補正、衛生費

では、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費等であります。

農林水産業費では、小規模土地基盤整備事業費補助金、農業生産安定化特別対策事業費補助金、農地耕作条件改善事業費補助金、道営農地整備（滝野地区）事業費負担金、鶉ダム警報車購入費等であります。

商工費では、道の駅ウッドデッキ撤去業務委託料、厚沢部町観光協会補助金、土木費では、町道維持補修工事費、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料等あります。

消防費では、厚沢部消防署経費負担金であります。内容につきましては、高規格救急自動車、いわゆる救急車の購入事業、防火衣購入事業等あります。

教育費では、パークゴルフ場トイレ改修工事費、太鼓山スキー場リフト更新、照明 LED 化等工事費、学校給食無償化に伴います給食料補助金の減額補正等あります。

議案第 2 号の令和 5 年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、42 万 4 千円を追加し予算の総額を 5 億 1 千 296 万 5 千円とするもので、北海道国保連合会負担金の増額補正であります。

議案第 3 号の令和 5 年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、169 万 4 千円を追加し予算の総額を 1 億 3 千 793 万 6 千円とするもので、厚沢部地区農業集落排水終末処理場高圧ケーブル更新工事費の増額補正であります。

議案第 4 号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医師の時間外労働の上限規制の適用開始に向け、宿日直手当の改正が必要となったため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 5 号の厚沢部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁の設置により関係法令の整備による改正が行われたことにより、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 6 号の厚沢部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第 5 号同様、こども家庭庁の設置に伴い関係法令の整備によるもの、また、認定こども園の完全無償化に伴う条文を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 7 号の厚沢部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、診療科目から麻酔科を削除するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 8 号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、所定の任期が満了することから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 9 号から議案第 22 号の農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律により、委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

報告第 1 号の厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越につきましましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、また、報告第 2 号の厚沢部町国民健康保険病院事業特別会計の繰越につきましましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づきまして、これを報告するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明に当たらせてますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。